

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	377,586	586,076	830,310	998,976	985,170
	住宅新築資金等貸付特別会計	1,402	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		378,988	586,076	830,310	998,976	985,170
標準財政規模		15,574,544	15,312,594	14,971,082	14,956,859	14,801,830
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.43%)	(3.82%)	(5.54%)	(6.67%)	(6.65%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 590,288	▲ 368,263	▲ 273,100	▲ 197,120	▲ 2,348
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	7,478	11,107	10,402	12,949	7,324
	後期高齢者医療特別会計	23,562	25,297	23,867	25,596	26,992
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	74,450	93,440	600	113,799	115,751
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	10,781	11,996	—	—	—
資金不足・剰余額						
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	1,062,743	1,233,638	1,151,186	1,265,895	1,355,244
	工業用水道事業会計	511,671	536,163	678,526	735,494	666,931
	下水道事業会計	—	—	0	117,768	102,468
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	簡易水道特別会計	0	0	0	0	0
	下水道事業特別会計	0	19,044	—	—	—
	農業集落排水事業特別会計	0	18,455	—	—	—
宅地造成事業	個別排水事業特別会計	0	6,648	—	—	—
宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	154	0
合 計 (2)		1,479,385	2,173,601	2,421,791	3,073,511	3,257,532
標準財政規模		15,574,544	15,312,594	14,971,082	14,956,859	14,801,830
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.49%)	(14.19%)	(16.17%)	(20.54%)	(22.00%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一般会計		1,832,045	594,913	1,616,379	1,385,145	988,796
	一般会計 等に属する特別会 計	学校給食事業特別会計	4,497	7,125	2,728	2,449	1,756
		住宅新築資金等貸付特別会計	4,316	5,690	1	113	1,731
		汚水処理事業特別会計	1,748	1,298	73	1,018	1,366
合 計 (1)			1,842,606	609,026	1,619,181	1,388,725	993,649
標準財政規模			33,450,310	33,175,972	32,895,189	32,939,734	32,543,646
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(5.50%)	(1.83%)	(4.92%)	(4.21%)	(3.05%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		229,461	516,565	615,592	418,851	139,496
	介護保険特別会計		118,950	187,857	280,716	339,163	50,824
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定		63	110	50	60	—
	後期高齢者医療特別会計		42,573	42,368	43,713	44,755	46,558
	介護サービス事業特別会計		0	—	—	—	—
	駐車場事業特別会計		86	29	24	41	89
	小型自動車競走事業特別会計		▲ 1,609,120	▲ 1,569,693	▲ 1,465,176	▲ 1,393,371	▲ 1,319,085

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	1,518,334	1,304,934	1,421,642	811,023	787,798
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,244	4,343	2,921	2,550	2,474
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		1,523,578	1,309,277	1,424,563	813,573	790,272
標準財政規模		20,354,125	20,183,448	20,144,006	20,078,979	20,120,590
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.48%)	(6.48%)	(7.07%)	(4.05%)	(3.92%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	23,259	432,528	801,112	695,857	372,416
	介護保険事業特別会計	223,059	232,050	425,516	384,416	531,382
	後期高齢者医療特別会計	28,020	33,666	35,115	35,022	35,804
合 計 (2)		5,556,436	5,752,456	6,318,081	5,689,694	5,705,792
標準財政規模		20,354,125	20,183,448	20,144,006	20,078,979	20,120,590
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(27.29%)	(28.50%)	(31.36%)	(28.33%)	(28.35%)

		資金不足・剰余額				
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	2,007,773	2,034,068	1,936,604	2,021,082	2,163,006
	下水道事業会計	1,749,418	1,710,866	1,695,170	1,739,744	1,812,911
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	渡船事業特別会計	1,329	1	1	0	1
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	777,616	492,810	708,996	148,065	280,885
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	21,471	21,986	22,636	23,383	24,041
	自動車学校特別会計	17,015	4,839	4,160	3,939	9,351
合 計 (1)		816,102	519,635	735,792	175,387	314,277
標準財政規模		9,244,337	8,880,533	8,944,306	8,845,590	8,515,069
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(8.82%)	(5.85%)	(8.22%)	(1.98%)	(3.69%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	14,595	21,428	81,932	73,678	67,401
	後期高齢者医療事業特別会計	1,542	1,901	1,633	2,444	1,746
資金不足・剰余額		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	10,734	16,494	22,462	22,699	125,534
	農集集落排水事業特別会計	3,003	2,361	2,522	2,582	7,085
	浄化槽整備事業特別会計	1,230	728	1,252	2,881	19,593
	簡易水道事業特別会計	1,632	1,269	785	1,255	12,035
	宅地造成事業					
合 計 (2)		848,838	563,816	846,378	280,926	547,671
標準財政規模		9,244,337	8,880,533	8,944,306	8,845,590	8,515,069
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.18%)	(6.34%)	(9.46%)	(3.17%)	(6.43%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	250,644	163,214	93,404	121,625	114,424
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		250,644	163,214	93,404	121,625	114,424
標準財政規模		8,089,119	8,045,261	8,106,395	8,113,160	8,088,968
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.09%)	(2.02%)	(1.15%)	(1.49%)	(1.41%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 311,393	▲ 363,515	▲ 280,560	▲ 305,364	▲ 140,575
	介護保険事業	46,691	98,711	60,700	93,899	76,547
	後期高齢者医療事業	2,589	2,453	2,941	2,950	2,708
	介護サービス事業	0	0	0	0	0
合 計 (2)		1,064,164	901,973	781,516	776,327	871,674
標準財政規模		8,089,119	8,045,261	8,106,395	8,113,160	8,088,968
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(13.15%)	(11.21%)	(9.64%)	(9.56%)	(10.77%)

		資金不足・剰余額				
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	1,075,633	1,001,102	905,031	858,531	807,875
	下水道事業会計	—	—	—	—	10,695
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	0	8	0	4,686	—
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	708,356	660,018	750,058	681,720	593,626
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		708,356	660,018	750,058	681,720	593,626
標準財政規模		18,186,061	18,473,153	18,640,073	18,895,757	18,787,566
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.89%)	(3.57%)	(4.02%)	(3.60%)	(3.15%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	88,625	114,854	10,116	35,895	14,684
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	123,715	230,937	203,481	176,366	128,321
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	20,016	21,045	19,292	18,598	20,678
	後期高齢者医療特別会計	▲ 3,364	1,051	6,700	20,761	22,547
合 計 (2)		4,151,351	4,417,779	4,140,456	4,249,697	3,988,594
標準財政規模		18,186,061	18,473,153	18,640,073	18,895,757	18,787,566
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(22.82%)	(23.91%)	(22.21%)	(22.49%)	(21.22%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	687,940	24,527	210,205	42,482	72,898
	病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		687,940	24,527	210,205	42,482	72,898
標準財政規模		28,452,452	28,160,300	27,716,530	27,574,457	27,535,926
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.41%)	(0.08%)	(0.75%)	(0.15%)	(0.26%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 78,682	▲ 114,663	24,720	180,140	306,773
	介護保険事業	134,277	256,661	313,322	224,775	361,000
	後期高齢者医療事業	37,037	34,390	35,565	39,967	36,151
合 計 (2)		2,541,717	2,552,468	3,247,736	3,522,054	4,129,353
標準財政規模		28,452,452	28,160,300	27,716,530	27,574,457	27,535,926
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(8.93%)	(9.06%)	(11.71%)	(12.77%)	(14.99%)

		資金不足・剰余額				
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	1,605,455	1,984,332	2,151,252	2,391,680	2,548,592
	下水道事業会計	155,690	367,221	512,672	643,010	803,939
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	791,918	432,178	257,479	207,226	210,788
	小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,678	10,434	10,536	10,643	10,733
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		801,596	442,612	268,015	217,869	221,521
標準財政規模		11,538,844	11,486,805	11,616,567	11,641,064	11,690,907
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.94%)	(3.85%)	(2.30%)	(1.87%)	(1.89%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小郡市国民健康保険事業特別会計	▲ 700,940	▲ 533,235	▲ 220,855	▲ 97,605	114,584
	小郡市後期高齢者医療特別会計	24,883	24,806	26,881	26,011	27,759
	小郡市介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	116,248	85,633	63,436	35,123	69,931
	小郡市介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	17,442	17,077	17,984	11,442	8,716
合 計 (2)		260,434	39,511	650,434	573,337	882,414
標準財政規模		11,538,844	11,486,805	11,616,567	11,641,064	11,690,907
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.25%)	(0.34%)	(5.59%)	(4.92%)	(7.54%)
資金不足比率の算定範囲(会計別)		資金不足・剰余額				
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	小郡市下水道事業会計	—	—	448,493	334,042	393,448
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	小郡市下水道事業特別会計	1,205	2,618	—	—	—
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
小郡市工業団地整備事業特別会計		0	0	46,480	46,455	46,455

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	1,032,143	1,109,450	1,645,121	1,128,992	1,171,983
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		1,032,143	1,109,450	1,645,121	1,128,992	1,171,983
標準財政規模		18,968,320	19,104,213	19,302,457	19,386,864	19,412,940
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.44%)	(5.80%)	(8.52%)	(5.82%)	(6.03%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	575,099	661,148	666,554	185,682	204,221
	後期高齢者医療事業特別会計	66,240	69,146	70,735	71,851	69,308
	介護保険事業特別会計	69,120	123,411	196,902	207,280	131,667
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	—	—	—	—	0
合 計 (2)		2,651,228	2,815,297	3,395,893	2,410,262	2,407,344
標準財政規模		18,968,320	19,104,213	19,302,457	19,386,864	19,412,940
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(13.97%)	(14.73%)	(17.59%)	(12.43%)	(12.40%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	743,710	820,019	454,901	399,202	641,030
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	20,631	1,162	3,376	6,779	4,658
合 計 (1)		764,341	821,181	458,277	405,981	645,688
標準財政規模		13,542,600	13,213,004	12,822,028	12,623,227	12,446,056
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.64%)	(6.21%)	(3.57%)	(3.21%)	(5.18%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 448,805	▲ 542,604	▲ 494,001	▲ 365,320	▲ 443,527
	後期高齢者医療特別会計	9,079	9,035	8,714	8,826	9,094
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	186,017	177,983	162,176	81,702	26,760
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0
合 計 (2)		2,102,859	2,137,414	1,791,800	1,713,401	1,683,626
標準財政規模		13,542,600	13,213,004	12,822,028	12,623,227	12,446,056
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(15.52%)	(16.17%)	(13.97%)	(13.57%)	(13.52%)

		資金不足・剰余額				
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	1,592,227	1,671,819	1,656,634	1,582,212	1,445,611
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計		1,405,544	1,278,846	1,704,811	1,576,651	1,632,378
	一般会計等に属する特別会計	土地区画整理特別会計	296,125	204,993	172,748	98,004	47,727
		土地区画整理事業清算特別会計	3,921	3,277	2,577	9,627	2,078
		公債償還特別会計	0	0	0	0	0
		住宅新築資金等貸付特別会計	237,004	242,012	247,772	252,321	258,458
		土地取得特別会計	0	0	0	0	0
		母子父子寡婦福祉資金特別会計	241,383	38,754	151,062	270,702	347,539
		臨海部産業用地貸付特別会計	0	101	0	0	0
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	-	-	-	-	0
合 計 (1)		2,183,977	1,767,983	2,278,970	2,207,305	2,288,180	
標準財政規模		248,705,187	245,993,030	279,711,958	279,698,636	279,340,536	
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(0.87%)	(0.71%)	(0.81%)	(0.78%)	(0.81%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		377,651	3,756,819	5,903,677	4,567,235	4,036,900
	競輪、競艇特別会計		63,886	2,416,676	2,592,265	-	-
	駐車場特別会計		150,130	167,260	213,891	231,353	255,242
	介護保険特別会計		2,644,589	2,649,480	2,532,516	2,187,042	1,890,286
	後期高齢者医療特別会計		794,227	588,437	463,820	493,183	473,215

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	5,265,145	5,600,039	5,715,149	5,833,950	5,432,205
		工業用水道事業会計	1,759,175	1,774,821	1,764,671	1,776,111	1,951,103
		交通事業会計	1,646,908	1,564,579	1,459,391	1,357,727	1,102,051
		病院事業会計	3,701,576	3,361,696	2,288,028	1,517,693	40,651
		下水道事業会計	3,093,492	2,931,337	2,555,842	2,626,274	1,975,587
		公営競技事業会計	-	-	-	4,678,591	8,846,098
	宅地造成事業						
	法非適用企業	宅地造成事業以外	食肉センター特別会計	67,360	89,811	103,821	87,231
卸売市場特別会計			163,564	181,322	180,382	150,089	127,840
渡船特別会計			63,435	66,152	87,446	73,640	19,506
廃棄物発電特別会計			2,935,509	0	-	-	-
漁業集落排水特別会計			15,118	18,336	16,989	15,175	13,745
市民太陽光発電所特別会計			116,063	119,772	137,958	160,821	139,297
港湾整備特別会計			694,576	1,011,232	1,477,298	2,087,578	2,577,982
宅地造成事業		埋立地造成特別会計	0	-	-	-	-
		産業用地整備特別会計	0	0	0	0	0
		空港関連用地整備特別会計	114,841	114,483	113,442	113,190	114,475
学術研究都市土地区画整理特別会計		0	0	0	0	0	

合 計 (2)			25,851,222	28,180,235	29,885,556	30,164,188	31,356,941
標準財政規模			248,705,187	245,993,030	279,711,958	279,698,636	279,340,536
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(10.39%)	(11.45%)	(10.68%)	(10.78%)	(11.22%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額					
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
一般会計等	一般会計		938,825	852,241	869,110	822,914	665,901	
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	90,345	15,577	24,231	27,102	35,146	
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	118,212	136,913	141,513	149,706	151,623	
合 計（1）			1,147,382	1,004,731	1,034,854	999,722	852,670	
標準財政規模			67,792,454	67,989,549	68,300,632	68,588,711	69,154,492	
実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））			(1.69%)	(1.47%)	(1.51%)	(1.45%)	(1.23%)	

会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計		▲ 295,715	88,792	465,423	787,016	1,289,453		
	介護保険事業特別会計		329,002	468,821	566,192	386,356	529,615		
	後期高齢者医療事業特別会計		98,346	98,239	120,858	134,472	100,480		
	市営駐車場事業特別会計		8,306	7,939	8,122	7,546	8,027		
	競輪事業特別会計		544,637	553,285	564,501	572,635	597,969		

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業	3,441,762	3,908,443	4,129,852	4,337,399	5,056,884
		下水道事業	675,190	1,219,630	1,668,730	3,006,166	2,118,066
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業	602	0	－	－	－
		農業集落排水事業	24,833	18,834	11,178	10,687	11,406
		特定地域生活排水処理事業	12,699	11,947	12,112	12,798	13,371
		卸売市場事業	10,895	10,574	10,076	10,742	10,438
		地方卸売市場事業	12,764	2,037	0	－	－
	宅地造成事業						

合 計（2）			6,010,703	7,393,272	8,591,898	10,265,539	10,588,379
標準財政規模			67,792,454	67,989,549	68,300,632	68,588,711	69,154,492
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(8.86%)	(10.87%)	(12.57%)	(14.96%)	(15.31%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	947,844	717,801	864,750	831,508	632,783
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,951	15,526	18,531	27,462	37,913
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		957,795	733,327	883,281	858,970	670,696
標準財政規模		11,606,435	11,598,478	11,543,651	11,618,455	11,814,714
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(8.25%)	(6.32%)	(7.65%)	(7.39%)	(5.67%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 104,699	▲ 33,284	143,911	261,583	215,620
	後期高齢者医療特別会計	1,908	784	890	1,341	1,398
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	69,236	174,857	97,969	70,244	151,943
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	5,128	8,274	12,183	9,347	7,257
合 計 (2)		2,465,978	2,465,395	2,758,111	3,753,119	2,899,595
標準財政規模		11,606,435	11,598,478	11,543,651	11,618,455	11,814,714
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(21.24%)	(21.25%)	(23.89%)	(32.30%)	(24.54%)
資金不足・剰余額		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	1,523,252	1,567,229	1,600,251	2,450,182	1,524,946
	下水道事業会計	—	—	—	—	327,735
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	13,083	8,352	0	67,990	—
	農業集落排水事業特別会計	275	5,856	19,626	33,462	—
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会 計 名			実質収支額				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	一般会計	746,352	463,409	626,119	572,850	515,952
		急患医療特別会計	34,826	35,356	50,987	50,712	36,754
		住宅新築資金等貸付特別会計	17,907	3,723	2,779	2,860	6,253
		田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	0	0	0
合 計 (1)			799,085	502,488	679,885	626,422	558,959
標準財政規模			13,266,853	12,923,951	13,192,288	12,950,543	12,975,051
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(6.02%)	(3.88%)	(5.15%)	(4.83%)	(4.30%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険特別会計	▲ 293,424	169,814	157,603	438,150	204,519
		後期高齢者医療特別会計	10,371	11,407	11,640	11,106	9,061

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名 (公営企業会計)			資金不足・剰余額				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	655,959	799,636	925,342	505,054	—
		病院事業会計	984,557	1,193,810	1,052,153	881,722	773,140
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						

合 計 (2)			2,156,548	2,677,155	2,826,623	2,462,454	1,545,679
標準財政規模			13,266,853	12,923,951	13,192,288	12,950,543	12,975,051
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(16.25%)	(20.71%)	(21.42%)	(19.01%)	(11.91%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	656,190	630,076	592,741	637,217	579,930
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,310	16,152	918	871	825
		筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	0	-	-	-	-
合 計 (1)			666,500	646,228	593,659	638,088	580,755
標準財政規模			12,926,796	13,121,138	13,232,910	13,475,971	13,547,649
実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(5.15%)	(4.92%)	(4.48%)	(4.73%)	(4.28%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険事業特別会計	▲ 698,899	▲ 221,834	▲ 172,321	108,023	229,300
		介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	55,419	88,675	99,529	82,367	2,272
		介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）	19,203	18,536	18,550	15,215	15,840
		後期高齢者医療特別会計	56,059	53,192	54,737	52,663	48,202
		筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
合 計 (2)			2,945,221	3,395,010	3,279,625	3,388,494	3,638,428
標準財政規模			12,926,796	13,121,138	13,232,910	13,475,971	13,547,649
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(22.78%)	(25.87%)	(24.78%)	(25.14%)	(26.85%)

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	2,145,207	2,157,437	2,063,911	1,898,121	1,858,710
		下水道事業会計	701,732	652,776	621,560	594,017	903,349
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			2,945,221	3,395,010	3,279,625	3,388,494	3,638,428
標準財政規模			12,926,796	13,121,138	13,232,910	13,475,971	13,547,649
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(22.78%)	(25.87%)	(24.78%)	(25.14%)	(26.85%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計		597,448	361,982	427,420	629,555	805,470
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 50,629	▲ 48,663	▲ 46,420	▲ 45,108	▲ 44,237
		地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	0	0	0	0	0
	合 計 (1)		546,819	313,319	381,000	584,447	761,233
標準財政規模		10,281,933	10,341,969	10,374,039	10,439,383	10,488,293	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(5.31%)	(3.02%)	(3.67%)	(5.59%)	(7.25%)	

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険特別会計	▲ 160,007	▲ 140,797	33,759	75,501	11,026
		介護保険特別会計 (保険事業勘定)	123,547	165,685	130,102	191,535	226,699
		介護保険特別会計 (地域包括支援センター事業勘定)	6,008	0	3,202	2,961	2,953
		後期高齢者医療特別会計	39,077	37,999	26,575	10,249	3,008

資金不足比率の算定範囲(会計別)

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,263,840	2,366,720	2,526,768	2,265,191	1,943,564
		下水道事業会計	—	—	—	—	55,898
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	2,038	1,820	1,950	1,872	—
	宅地造成事業						

合 計 (2)			2,821,322	2,744,746	3,103,356	3,131,756	3,004,381
標準財政規模			10,281,933	10,341,969	10,374,039	10,439,383	10,488,293
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(27.43%)	(26.53%)	(29.91%)	(29.99%)	(28.64%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	1,749,794	1,882,464	826,260	875,473	836,240
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,324	8,252	11,422	13,775	15,775
		奨学資金貸与事業特別会計	0	0	0	0	0
		土地取得事業特別会計	0	-	-	-	-
		筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	0	0	-	-
合 計 (1)			1,763,118	1,890,716	837,682	889,248	852,015
標準財政規模			18,869,573	18,731,546	18,742,379	18,923,766	19,142,750
実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(9.34%)	(10.09%)	(4.46%)	(4.69%)	(4.45%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険事業特別会計	19,440	20,963	19,632	21,303	16,206
		介護保険事業特別会計	94,287	133,227	73,569	47,540	▲ 30,008
		後期高齢者医療事業特別会計	41,457	43,557	45,038	46,250	46,658

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	2,030,965	2,076,807	2,201,751	2,356,171	2,371,944
		下水道事業会計	1,086,753	962,711	986,762	977,085	1,162,696
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅 地 造 成 事 業 以 外						

合 計 (2)			5,036,020	5,127,981	4,164,434	4,337,597	4,419,511
標準財政規模			18,869,573	18,731,546	18,742,379	18,923,766	19,142,750
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(26.68%)	(27.37%)	(22.21%)	(22.92%)	(23.08%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	504,651	804,255	307,983	111,187	137,067
	公共用地先行取得事業特別会計	-	-	-	▲ 280	0
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		504,651	804,255	307,983	110,907	137,067
標準財政規模		9,228,813	9,232,639	8,920,118	9,048,805	9,671,802
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.46%)	(8.71%)	(3.45%)	(1.22%)	(1.41%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	▲ 294	66,131
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	128,512	79,076	92,561	108,763	▲ 32,588
	後期高齢者医療特別会計	16,828	17,899	21,513	20,312	21,540
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	-	-	0	0	-
	筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
合 計 (2)		145,340	97,975	114,074	129,077	89,083
標準財政規模		9,228,813	9,232,639	8,920,118	9,048,805	9,671,802
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.68%)	(18.73%)	(13.70%)	(11.55%)	(11.79%)
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		1,447,587	1,729,857	1,222,387	1,045,640	1,141,177
標準財政規模		9,228,813	9,232,639	8,920,118	9,048,805	9,671,802
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.68%)	(18.73%)	(13.70%)	(11.55%)	(11.79%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額					
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
一 般 会 計 等	一般会計		390,911	424,715	369,437	418,133	731,925	
	一般会計 等に属する 特別会計	中間市公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0	
		中間市住宅新築資金等特別会計	▲ 364,752	▲ 348,456	▲ 343,850	▲ 337,415	▲ 334,804	
		中間市地域下水道事業特別会計	796	1,120	1,319	1,039	1,234	
合 計（1）			26,955	77,379	26,906	81,757	398,355	
標準財政規模			9,760,966	9,587,674	9,577,551	9,544,235	9,450,782	
実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））			(0.27%)	(0.80%)	(0.28%)	(0.85%)	(4.21%)	

会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	中間市特別会計国民健康保険事業		▲ 1,241,371	▲ 1,236,082	▲ 1,013,928	▲ 949,432	▲ 910,774
	中間市介護保険事業特別会計		126,479	159,322	217,224	225,861	246,950
	中間市後期高齢者医療特別会計		18,244	19,028	17,100	16,365	16,256

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	中間市水道事業会計	1,712,229	1,749,443	1,720,727	1,633,460	1,621,654
		中間市病院事業会計	115,971	106,538	30,628	▲ 133,156	▲ 275,412
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	中間市公共下水道事業特別会計	3,283	3,358	3,462	3,234	62,773
	宅 地 造 成 事 業						

合 計（2）			761,790	878,986	1,002,119	878,089	1,159,802
標準財政規模			9,760,966	9,587,674	9,577,551	9,544,235	9,450,782
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(7.80%)	(9.16%)	(10.46%)	(9.20%)	(12.27%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	383,137	159,420	9,989	14,793	108,254
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	350	615	777	775	4,399
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		383,487	160,035	10,766	15,568	112,653
標準財政規模		13,043,549	12,905,263	13,108,046	13,074,809	13,127,436
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.94%)	(1.24%)	(0.08%)	(0.11%)	(0.85%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 227,951	▲ 173,937	▲ 101,083	▲ 35,680	▲ 53,632
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	103,312	104,255	116,035	120,334	215,816
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	8,625	4,043	1,550	869	694
	後期高齢者医療特別会計	22,874	21,673	22,438	23,580	22,114
合 計 (2)		2,042,218	1,966,850	1,973,414	2,174,169	2,347,227
標準財政規模		13,043,549	12,905,263	13,108,046	13,074,809	13,127,436
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(15.65%)	(15.24%)	(15.05%)	(16.62%)	(17.88%)
資金不足・剰余額		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	1,751,220	1,850,060	1,922,822	1,858,464	1,943,321
	下水道事業会計	—	—	—	—	106,261
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	412	416	469	178,084	—
	農業集落排水事業特別会計	239	305	417	12,950	—
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額					
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
一般会計等	一般会計		10,688,261	9,450,548	9,054,407	9,970,591	9,343,565	
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0	
		筥崎土地区画整理事業特別会計	0	-	-	-	-	
		伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0	
		香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0	
		公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0	
		市債管理特別会計	0	0	0	0	0	
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0	0	0	0	
合 計 (1)			10,688,261	9,450,548	9,054,407	9,970,591	9,343,565	
標準財政規模			357,652,638	360,350,301	414,380,729	419,057,590	421,511,166	
実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))			(2.98%)	(2.62%)	(2.18%)	(2.37%)	(2.21%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		後期高齢者医療特別会計	88,174	92,186	93,905	107,241	99,253	
		国民健康保険事業特別会計	6,078	1,742,477	4,875,667	3,749,012	2,356,348	
		介護保険事業特別会計	1,400,630	773,352	682,150	701,975	489,829	
		駐車場特別会計	0	0	0	23,097	0	
		市営競艇事業特別会計	6,635,793	-	-	-	-	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	502,028	704,805	554,443	409,074	494,258
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,879	7,014	7,192	6,475	6,871
合 計 (1)		508,907	711,819	561,635	415,549	501,129
標準財政規模		12,628,438	12,716,722	12,970,894	13,020,195	13,031,885
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.02%)	(5.59%)	(4.32%)	(3.19%)	(3.84%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	7,014	33,775	37,310	34,216	58,006
	後期高齢者医療事業特別会計	8,995	7,150	31,304	33,302	5,770
	介護保険事業特別会計	72,778	147,365	96,284	93,912	94,316
合 計 (2)		88,787	188,290	164,898	161,430	158,092
標準財政規模		12,628,438	12,716,722	12,970,894	13,020,195	13,031,885
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.87%)	(8.04%)	(7.51%)	(7.08%)	(8.51%)
会 計 名 (公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	公共下水道事業会計	—	123,362	247,588	346,068	450,498
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	17,420	—	—	—	—
合 計 (2)		17,420	123,362	247,588	346,068	450,498
標準財政規模		12,628,438	12,716,722	12,970,894	13,020,195	13,031,885
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.87%)	(8.04%)	(7.51%)	(7.08%)	(8.51%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額						
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
一般会計等	一般会計		33,799	43,321	61,556	160,753	125,744		
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 21,677	▲ 19,567	▲ 17,232	▲ 14,358	▲ 3,687		
		市営駐車場事業特別会計	2,095	702	2,535	4,826	127		
		バス事業特別会計	0	0	0	0	0		
合 計 (1)			14,217	24,456	46,859	151,221	122,184		
標準財政規模			6,936,504	6,910,407	6,938,606	6,863,552	6,850,340		
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—		
(黒字の比率 (%))			(0.20%)	(0.35%)	(0.67%)	(2.20%)	(1.78%)		
会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計		▲ 10,821	▲ 17,873	31,372	▲ 48,984	36,081		
	後期高齢者医療事業特別会計		15,197	15,283	16,175	16,074	17,189		
資金不足・剰余額			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	203,457	157,550	137,247	112,709	213,946		
		東部地区工業用水道事業会計	62,539	67,602	70,984	85,928	89,364		
		公共下水道事業会計	386,752	360,278	390,475	399,946	431,846		
	宅地造成事業								
法非適用企業	宅地造成事業以外								
	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0		
合 計 (2)			671,341	607,296	693,112	716,894	910,610		
標準財政規模			6,936,504	6,910,407	6,938,606	6,863,552	6,850,340		
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—		
(黒字の比率 (%))			(9.67%)	(8.78%)	(9.98%)	(10.44%)	(13.29%)		

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	745,657	580,012	612,471	592,280	504,883
		用地特別会計	88	88	88	88	88
		旧東山老人ホーム組合分	-	-	-	-	0
	合 計 (1)		745,745	580,100	612,559	592,368	504,971
標準財政規模		10,895,125	10,695,343	10,476,169	10,358,241	10,230,788	
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(6.84%)	(5.42%)	(5.84%)	(5.71%)	(4.93%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計		145,886	150,820	160,571	137,518	180,896
	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）		48,402	82,608	168,232	231,320	217,289
	後期高齢者医療特別会計		3,241	1,707	2,552	2,164	2,128
	介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）		4,381	4,016	2,545	2,289	4,943

会計名（公営企業会計）			資金不足・剰余額				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	758,123	739,795	721,539	728,187	725,465
	宅地造成事業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	公共下水道事業特別会計	7,011	7,039	6,493	16,046	9,473
		農業集落排水事業特別会計	2,603	2,605	2,666	2,933	3,048
		生活排水処理事業特別会計	5,104	5,074	5,030	6,959	23,832
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			1,720,496	1,573,764	1,682,187	1,719,784	1,672,045
標準財政規模			10,895,125	10,695,343	10,476,169	10,358,241	10,230,788
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(15.79%)	(14.71%)	(16.05%)	(16.60%)	(16.34%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	595,857	838,397	942,797	809,384	931,440
		住宅新築資金等特別会計	10,000	10,419	10,760	0	-
	合 計 (1)		605,857	848,816	953,557	809,384	931,440
標準財政規模		9,253,392	9,079,114	9,018,271	9,154,183	8,901,508	
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(6.54%)	(9.34%)	(10.57%)	(8.84%)	(10.46%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		▲ 422,952	▲ 445,259	▲ 384,251	▲ 301,226	▲ 277,185
	後期高齢者医療特別会計		7,067	7,224	7,927	8,533	7,765

会計名 (公営企業会計)			資金不足・剰余額				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	208,484	219,083	241,280	269,975	306,624
	宅地造成事業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	簡易水道事業特別会計	627	1,093	1,097	221	25,268
		公共下水道事業特別会計	4,380	6,602	11,189	6,351	102,608
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			403,463	637,559	830,799	793,238	1,096,520
標準財政規模			9,253,392	9,079,114	9,018,271	9,154,183	8,901,508
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(4.36%)	(7.02%)	(9.21%)	(8.66%)	(12.31%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	345,893	627,320	1,028,145	433,237	1,104,420
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	3,249	6,941	2,316	7,040	2,025
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		349,142	634,261	1,030,461	440,277	1,106,445
標準財政規模		19,746,373	19,673,746	19,504,571	19,575,134	19,776,265
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(1.76%)	(3.22%)	(5.28%)	(2.24%)	(5.59%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	372,585	382,043	397,002	137,274	318,821
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	1,075	786	949	799	966
	後期高齢者医療特別会計	43,715	42,993	45,906	47,320	44,338
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	169,298	175,007	173,919	210,042	188,404
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	3,541	1,691	0	0	—
合 計 (2)		530,114	502,520	616,776	395,835	452,529
標準財政規模		19,746,373	19,673,746	19,504,571	19,575,134	19,776,265
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.79%)	(11.98%)	(14.83%)	(11.21%)	(15.77%)
資金不足・剰余額		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	下水道事業会計	994,612	1,113,706	1,226,941	1,358,989	1,451,083
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	渡船事業特別会計	0	0	18,242	0	0
	漁業集落排水処理施設事業特別会計	153	7,392	124	249	10,522
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		1,934,121	2,357,879	2,893,544	2,194,950	3,120,579
標準財政規模		19,746,373	19,673,746	19,504,571	19,575,134	19,776,265
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.79%)	(11.98%)	(14.83%)	(11.21%)	(15.77%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計		995,019	1,035,445	829,026	771,111	699,586
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等特別会計	2,192	5,189	4,655	12,287	11,738
		公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
	合 計（1）		997,211	1,040,634	833,681	783,398	711,324
標準財政規模		16,780,389	16,431,989	16,404,798	16,367,907	16,266,096	
実質赤字比率（％）		－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））		(5.94%)	(6.33%)	(5.08%)	(4.78%)	(4.37%)	
会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		▲ 67,115	107,864	226,285	195,981	99,654
	後期高齢者医療特別会計		3,033	3,530	3,900	4,633	3,997
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,958,962	1,914,505	1,950,637	1,997,926	2,015,328
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	41,208	35,557	66,879	32,462	115,808
	宅地造成事業						
合 計（2）			2,933,299	3,102,090	3,081,382	3,014,400	2,946,111
標準財政規模			16,780,389	16,431,989	16,404,798	16,367,907	16,266,096
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(17.48%)	(18.87%)	(18.78%)	(18.41%)	(18.11%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	2,059,768	1,188,695	1,154,739	966,264	545,458
		住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 100,748	▲ 98,954	▲ 87,156	▲ 85,892	0
		矢部診療所特別会計	12,355	6,877	9,469	12,006	6,829
合 計 (1)			1,971,375	1,096,618	1,077,052	892,378	552,287
標準財政規模			20,760,184	20,309,170	19,918,862	19,756,613	19,591,560
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(9.49%)	(5.39%)	(5.40%)	(4.51%)	(2.81%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険事業費特別会計	18,259	62,606	214,320	223,043	119,230
		介護保険事業費特別会計	122,153	157,486	298,831	319,005	414,545
		後期高齢者医療特別会計	1,428	1,480	1,095	3,548	1,138

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	1,528,061	1,565,072	1,699,837	1,848,919	2,012,176
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	簡易水道事業費特別会計	0	9,579	5,410	10,743	21,811
		下水道事業特別会計	15,189	28,825	50,181	6,926	65,224
		農業集落排水事業特別会計	2,828	3,048	1,068	3,396	13,563
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			3,659,293	2,924,714	3,347,794	3,307,958	3,199,974
標準財政規模			20,760,184	20,309,170	19,918,862	19,756,613	19,591,560
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(17.62%)	(14.40%)	(16.80%)	(16.74%)	(16.33%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	630,638	362,677	350,305	537,576	503,813
	住宅新築資金等貸付事業会計	5,207	3,230	0	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		635,845	365,907	350,305	537,576	503,813
標準財政規模		13,592,616	13,611,849	13,726,149	13,925,294	14,079,577
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.67%)	(2.68%)	(2.55%)	(3.86%)	(3.57%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 1,229,410	▲ 1,267,547	▲ 582,097	▲ 580,494	▲ 491,096
	介護認定特別会計	2,383	2,589	3,115	2,271	1,708
	介護保険(保険事業勘定)会計	202,198	92,374	184,287	196,928	182,613
	後期高齢者医療特別会計	5,148	6,356	6,273	8,306	12,100
合 計 (2)		1,410,737	1,581,041	2,782,715	3,277,443	3,580,784
標準財政規模		13,592,616	13,611,849	13,726,149	13,925,294	14,079,577
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.37%)	(11.61%)	(20.27%)	(23.53%)	(25.43%)
資金不足・剰余額		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	1,666,658	2,144,422	2,527,924	2,795,642	3,037,103
	公共下水道事業会計	124,516	234,746	288,733	313,217	331,044
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	地方卸売市場会計	369	248	460	332	274
	農業集落排水事業会計	3,030	1,946	3,715	3,665	3,225
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		1,410,737	1,581,041	2,782,715	3,277,443	3,580,784
標準財政規模		13,592,616	13,611,849	13,726,149	13,925,294	14,079,577
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.37%)	(11.61%)	(20.27%)	(23.53%)	(25.43%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)